

熊市歯発第79号  
令和5年9月15日

会 員 各 位

熊本市歯科医師会  
会長 渡辺 猛士

### 令和5年度熊本市フッ化物塗布事業について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、本会保健事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新たに熊本市役所との委託事業として、本年11月より標記事業が始まります。

本事業は、熊本市に居住している幼児のうち1歳時、2歳時、2歳6か月時を対象に萌出後の歯に直接フッ化物を作用させる、専門的なフッ化物局所応用法であるフッ化塗布を乳歯のう蝕予防を目的として実施する事業になっております。(なお、1歳6ヶ月時および3歳時には、保健所で行う健診時に熊本市によって実施されます。)

大まかな内容は下記の通りです。

- ・ 1歳児・・・歯科健診、フッ化物塗布
- ・ 2歳児、2歳6か月児・・・フッ化物塗布
- ・ マニュアル(P3記載)にある5種類のフッ化物歯面塗布剤を必ず使用する。
- ・ 当日の手順および術式は、マニュアルを熟読してから、責任をもって行うこと。
- ・ 本会事務局に「(様式1)(医療費請求用)フッ化物塗布券」を提出
- ・ 患者窓口負担なし
- ・ 本会の事務手数料55円を引いて、本会より先生方へ1,100円振込

尚、説明会は開催しません。詳細は同封のマニュアル及び熊本市フッ化物塗布事業のおおまかな流れをご確認ください。